メマス

二項ノ者ニ對シテハ部長カ事請ヲ斟酌シテ壱円五拾銭ノ範圍テ増額シマス

右實行ハ何レモ来ル十一月一日ヨリトシマス

第四、

一項ハ職長級率同様ニ休業扶助料ヲ支給スルコトニ規定ヲ改正シマス

二項ハ其様ニ規定ヲ改正シマス

第五、

一項　事實取調ノ上一般醫師ノ藥價ヨリ安クシマス

以上

財團協調會